

○社会福祉法人稚内木馬館身体拘束等の適正化のための方針

(平成 31 年 1 月 1 日制定)

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

(1) 趣旨

この方針は、「社会福祉法人稚内木馬館職員倫理規程」第 7 条第 2 号及び「稚内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年稚内市条例第 8 号）」第 117 条第 7 項第 2 号並びに「稚内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年稚内市条例第 9 号）」第 78 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束等を禁止し、もって利用者の人権及び尊厳を守るために定めるものとする。

(2) 対象事業所

この方針は、社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）が運営するすべての事業所を対象とする。

(3) 身体的拘束等の定義

「身体的拘束等」とは、身体的拘束その他利用者の行動を制限する次に掲げる行為をいう。

- ア 徘徊しないように、車いす、いす、ベッド等に体幹又は四肢をひも等で縛ること。
- イ 転落しないように、ベッドに体幹又は四肢をひも等で縛ること。
- ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵等で囲むこと。
- エ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛り、又は手指の機能を制限する手袋等をつけること。
- オ 皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する手袋等をつけること。
- カ 車いす、いす等からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、拘束帯、腰ベルト又は車いすテーブルを付けること。
- キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用すること。
- ク 脱衣又はおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せること。
- ケ 他の利用者への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹又は四肢をひも等で縛ること。

- コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させること。
- サ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離すること

(4) 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の要件

例外的に次に掲げる要件（以下「例外三原則」という。）のすべてに該当するときは、身体的拘束等を行うことができることとする。

- ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- イ 身体的拘束等を行う以外の代替方法がないこと。
- ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。

2 身体拘束等の適正化に向けた体制

(1) 利用者処遇委員会での協議

法人内委員会である利用者処遇委員会において、身体拘束等の適正化に向けた次に掲げる事項を協議するため、3月に1回以上開催するものとする。

- ア 身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善に関すること。
- イ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きに関すること。
- ウ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討に関すること。
- エ 身体拘束等の適正化に向けての職員への周知に関すること。

(2) 職員の役割

身体拘束等の廃止について事業所を挙げて取り組むため、各職種が次に掲げる役割を負うものとする。

ア 管理者

身体拘束等の廃止を事業所の重要課題として位置づけ、実現に向け強い決意を表明し、所属職員を指導すること。

イ 計画作成担当者・介護支援専門員・サービス管理責任者

身体拘束等の廃止に向けて、情報収集及び体制作りを行い、身体拘束等の廃止に向けて現場で発生する問題又は課題の解決に当たること。

ウ 介護職員・世話人・生活支援員・その他の職員

身体拘束等の廃止について、事業所の方針を理解し、積極的に取り組むこととし、課題が発見された場合は適切な情報収集の後、上司に相談すること。

3 身体的拘束等の適正化のための職員研修

(1) 全職員対象の定期的な研修（年2回以上）の実施

(2) 新任者に対する研修の実施

4 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

(1) 身体拘束等に関する会議の開催

利用者処遇委員会（身体拘束等を実施する事業所の管理者及び担当者を含む。）を開催し、次に掲げる事項を協議する。

ア 例外三原則のすべてに該当するかの確認

イ 身体拘束等を決定したときは、次に掲げる事項の確認

(ア) 身体拘束等の内容

(イ) 身体拘束等の目的及び理由

(ウ) 身体拘束等の時間帯及び期間

(エ) その他身体拘束等に関すること。

(2) 利用者又はその家族に対する説明

身体拘束等を実施する事業所は、次に掲げる事項を利用者又はその家族に対し詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め、同意を得なければならない。

同意した期間を超えて身体拘束等を必要とする場合も、同様とする。

ア 身体拘束等の内容

イ 身体拘束等の目的及び理由

ウ 身体拘束等の時間帯及び期間

エ 身体拘束等の改善に向けた取り組み方法

オ その他身体拘束等に関すること。

(3) 記録の作成

身体拘束等を実施する事業所は、次に掲げる事項を記録し、法人の文書管理規程又は該当する法令で定める期間、保存して置かなければならない。

ア 身体拘束等の態様内容

イ 身体拘束等の時間帯及び期間

ウ 身体拘束等時の利用者の心身の状況

エ 緊急やむを得ない理由

(4) 身体拘束等の解除

ア 身体拘束等を実施している事業所は、当該利用者の身体拘束等の記録に基づき利用者処遇委員会に報告し、身体拘束等を継続する必要がなくなったと判断されたときは、直ちに、身体拘束等を解除しなければならない。

イ 身体拘束等の解除を決定したときは、利用者又はその家族に報告しなければならない。